



# 島根県報

令和4年10月11日（火）

号外 第 119 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

### 【条 例】

地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例	（人 事 課）	6
職員の高齢者部分休業に関する条例	（ ” ）	59
島根県手数料条例の一部を改正する条例	（財 政 課）	62
島根県民生委員定数条例の一部を改正する条例	（地 域 福 祉 課）	65
島根県建築基準法施行条例及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	（建 築 住 宅 課）	66

## 公布された条例等のあらまし

## ◇地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第30号）

## 1 条例の概要

## (1) 職員の定年等に関する条例の一部改正

ア 職員の定年を65歳（医師及び歯科医師にあつては、70歳）とすることとした。（第3条関係）

イ 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における定年については、次のとおりとすることとした。

（附則第2項・第3項関係）

職員の区分	令和5・6年度	令和7・8年度	令和9・10年度	令和11・12年度
医師及び歯科医師以外の職員	61歳	62歳	63歳	64歳
医師及び歯科医師	66歳	67歳	68歳	69歳

## ウ 管理監督職勤務上限年齢制の導入（第6条・第11条関係）

(7) 管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職は、管理職手当を支給される職員等の占める職とすることとした。

(4) 管理監督職勤務上限年齢は、60歳とすることとした。

(7) 管理監督職勤務上限年齢による降任及び管理監督職への任用の制限の特例

a 管理監督職を占めている職員については、職務の遂行上の特別の事情等がある場合等に、3年を限度として引き続き当該管理監督職に勤務させることができることとした。

b 特定管理監督職群（欠員を容易に補充できない特別の事情等がある管理監督職として人事委員会規則で定めるものをいう。）に属する管理監督職を占めている職員については、引き続き当該管理監督職に勤務させ、又は当該特定管理監督職群に属する他の職に降任又は転任させることができることとした。

## エ 定年前再任用短時間勤務制の導入（第12条・第13条関係）

60歳に達した日以後定年前に退職をした者を短時間勤務の職に採用することができることとした。

## オ その他規定の整備

## (2) 職員の給与に関する条例等の一部改正

## ア 改正の内容

(7) 定年前再任用短時間勤務職員の給与の計算に係る規定の整備

(4) 当分の間、職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後の職員の給与月額、当該職員の職務の級及び号給に応じた額の7割とすることとした。

(7) 当分の間、管理監督職の職員が、管理監督職勤務上限年齢制により降任した場合、60歳に達した日後の最初の4月1日以後、(4)の措置を適用した給与月額のほか、降任された日の前日の給与月額の7割と降任された日の給与月額の7割との差額に相当する額を給与として支給することとした。

(エ) その他規定の整備

## イ 改正を要する条例

条 例 の 題 名	改正の内容
職員の給与に関する条例	アの(7)から(エ)まで
県立学校の教育職員の給与に関する条例	
市町村立学校の教職員の給与等に関する条例	
教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例	アの(7)及び(エ)
島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例	アの(4)及び(エ)
島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例	

## (3) 職員の退職手当に関する条例の一部改正

ア 当分の間、60歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した場合の退職手当の基本額の計算は、退職事由を定年退職として算定することとした。

イ その他規定の整備

(4) 職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部改正

ア 改正の内容

- (ア) 管理監督職務上限年齢制の導入に伴う規定の整備
- (イ) 定年再任用短時間勤務制の導入に伴う規定の整備
- (ウ) (2)のアの(イ)に伴う規定の整備
- (エ) その他規定の整備

イ 改正を要する条例

条 例 の 題 名	改正の内容
職員のサービスの宣誓に関する条例	アの(イ)
職員の懲戒の手續及び効果に関する条例	アの(ウ)及び(エ)
職員の勤務時間に関する条例	アの(イ)
職員の休日及び休暇に関する条例	
市町村立学校職員の旅費に関する条例	
県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例	
市町村立学校の教職員の懲戒の手續及び効果に関する条例	アの(ウ)及び(エ)
職員の特殊勤務手当に関する条例	アの(イ)
県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例	
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例	アの(ア)
職員の育児休業等に関する条例	アの(ア)及び(イ)
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例	アの(ア)及び(エ)
島根県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	アの(イ)

(5) 職員の再任用に関する条例の廃止

(6) 定年退職者等の再任用に関する経過措置

定年が段階的に引き上げられる経過期間において、暫定再任用制度として、現行の再任用制度と同様の仕組みを措置することとした。

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、1 の(1)及び(3)の一部については、公布の日から施行することとした。

◇職員の高齢者部分休業に関する条例（条例第31号）

1 条例の概要

- (1) 高齢者部分休業の承認を申請することができる年齢は、55歳とすることとした。（第2条関係）
- (2) 高齢者部分休業の承認（第3条関係）

ア 任命権者は、55歳に達した職員から高齢者部分休業の承認の申請があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が55歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日で当該申請において示した日から高齢者部分休業を承認することができることとした。

イ 高齢者部分休業の承認は、1週間を通じて19時間20分を超えない範囲内で、5分を単位として行うものとする

- (3) 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの

給与額を減額して支給することとした。(第4条関係)

- (4) 退職手当の取扱いについて、職員が高齢者部分休業の承認を受けて1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった期間は、現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなし、その勤務しなかった期間の月数の2分の1に相当する月数を在職期間から除算することとした。(第5条関係)
- (5) 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申請があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、休業時間の延長を承認することができることとした。(第6条関係)
- (6) 高齢者部分休業の承認の取消し又は休業時間の短縮(第7条関係)
- ア 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間を短縮することができることとした。
- イ 任命権者は、高齢者部分休業承認後の事情の変化を理由として当該職員から申出があった場合でやむを得ないと認められるときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間を短縮することができることとした。
- (7) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

## 2 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。

### ◇島根県手数料条例の一部を改正する条例(条例第32号)

#### 1 条例の概要

- (1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料(別表64の2の項関係)
- ア 長期優良住宅維持保全計画の認定及び変更の認定に係る手数料を新設し、その額は、長期優良住宅建築等計画の増改築の認定及び変更の認定に係る手数料の額と同額とすることとした。
- イ 長期優良住宅維持保全計画の認定に基づく地位の承継の承認に係る手数料を新設し、その額は、長期優良住宅建築等計画の認定に基づく地位の承継の承認に係る手数料の額と同額とすることとした。
- ウ その他規定の整理
- (2) 教育職員免許法関係手数料(別表65の項関係)
- ア 教育職員免許更新制廃止に伴う関係手数料の廃止
- イ 引用する条項の整理

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

### ◇島根県民生委員定数条例の一部を改正する条例(条例第33号)

#### 1 条例の概要

出雲市及び雲南市の民生委員の定数の改正(本則の表関係)

	改正前	改正後	増減
出雲市	430人	432人	2人
雲南市	142人	143人	1人

## 2 施行期日

令和4年12月1日から施行することとした。

### ◇島根県建築基準法施行条例及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第34号)

#### 1 条例の概要

## (1) 島根県建築基準法施行条例の一部改正

引用する条項の整理

## (2) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正

ア 建築基準法に基づく事務のうち、次の事務を浜田市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、川本町、津和野町、吉賀町及び隠岐の島町に権限移譲することとした。（第2条の表第25号関係）

(ア) 応急仮設建築物の許可の期間の延長に係る申請の受理

(イ) 建築物の用途を変更して災害救助用建築物又は公益的建築物としての引き続き使用の許可に係る申請の受理

(ウ) 災害救助用建築物又は公益的建築物の許可の期間の延長に係る申請の受理

イ 建築基準法の改正に伴う引用する条項の整理

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和 4 年 10 月 11 日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県条例第 30 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の定年等に関する条例(昭和 59 年島根県条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

### 目次

第 1 章 総則(第 1 条)

第 2 章 定年制度(第 2 条—第 5 条)

第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制(第 6 条—第 11 条)

第 4 章 定年前再任用短時間勤務制(第 12 条・第 13 条)

第 5 章 雑則(第 14 条)

### 附則

第 1 章 総則

第 1 条中「) 第 28 条の 2 第 1 項から第 3 項まで及び第 28 条の 3」を「。以下「法」という。) 第 22 条の 4 第 1 項及び第 2 項、第 22 条の 5 第 1 項、第 28 条の 2、第 28 条の 5、第 28 条の 6 第 1 項から第 3 項まで並びに第 28 条の 7 並びに警察法(昭和 29 年法律第 162 号) 第 56 条の 4 第 2 項」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第 2 章 定年制度

第 3 条中「60 年」を「65 年」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる職員の定年は、年齢 70 年とする。

(1) 職員の給与に関する条例(昭和 26 年島根県条例第 1 号。第 6 条において「職員給与条例」という。) 第 3 条第 1 項第 5 号アに掲げる医療職給料表

(1)の適用を受ける職員

(2) 島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年島根県条例第29号。第6条において「病院局職員給与条例」という。）第3条第1項の規定による給料表（医師及び歯科医師に適用される給料表に限る。）の適用を受ける職員

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該職務」を「当該職員を当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員」を「当該職員」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その期限」を「当該期限」に、「その職員」を「当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定す

る職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第 3 項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第 4 項中「任命権者は」の次に「、第 1 項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第 2 項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第 1 項の事由が存しなくなった」を「第 1 項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の 3 章を加える。

### 第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第 6 条 法第 28 条の 2 第 1 項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職員(第 3 条第 2 項の規定の適用を受ける職員を除く。)が占める職とする。

(1) 職員給与条例第 7 条の 2 第 1 項、県立学校の教育職員の給与に関する条例(昭和 29 年島根県条例第 6 号。次号において「県立学校教育職員給与条例」という。)第 17 条の 2 第 1 項、市町村立学校の教職員の給与等に関する条例(昭和 29 年島根県条例第 7 号。次号において「市町村立学校教職員給与等条例」という。)第 15 条の 3 第 1 項、島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 41 年島根県条例第 59 号)第 4 条又は病院局職員給与条例第 5 条の規定による管理職手当を支給される職員

(2) 次に掲げる職員(前号に掲げる職員を除く。)

ア 県立学校教育職員給与条例第 4 条第 1 項の高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員(職員給与条例第 3 条第 3 項の規定により同表の適用を受ける者を含む。)でその職務の級が特 2 級以上であるもの

イ 市町村立学校教職員給与等条例第 5 条第 1 項の中学校・小学校等教育職給料表の適用を受ける職員(職員給与条例第 3 条第 3 項の規定により同表の適用を受ける者を含む。)でその職務の級が特 2 級以上であるもの

ウ 警視又は警部の階級にある警察官

エ 病院局職員給与条例第 3 条第 1 項の規定による給料表（薬剤師、診療放射線技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師、栄養士及び管理栄養士である職員に適用される給料表に限る。）の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるもの

（管理監督職勤務上限年齢）

第 7 条 法第 28 条の 2 第 1 項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢 60 年とする。

（他の職への降任を行うに当たって遵守すべき基準）

第 8 条 任命権者は、法第 28 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任（以下この章において「他の職への降任」という。）を行うに当たっては、法第 13 条、第 15 条、第 23 条の 3、第 27 条第 1 項及び第 56 条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第 15 条の 2 第 1 項第 5 号に規定する標準職務遂行能力（次条第 3 項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任をすること。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。
- (3) 当該職員の他の職への降任をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任もする場合には、第 1 号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。

2 前項の規定は、警察法第56条の4第1項の規定による任命について準用する。この場合において、前項中「任命権者」とあるのは「警察本部長」と、「法第28条の2第4項に規定する他の職への降任（以下この章において「他の職への降任」という。）」とあるのは「警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官（以下単に「特定地方警務官」という。）」に対し、同法第56条の4第1項の規定による任命（以下「特定任命」という。）」と、同項第1号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「降任」とあるのは「特定任命」と、同項第2号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「降任」とあるのは「特定任命」と、同項第3号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「他の職への降任」とあるのは「特定任命」と、「降任をした」とあるのは「特定任命をした」と、「降任」とあるのは「特定任命」と読み替えるものとする。

（管理監督職勤務上限年齢による降任及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任による欠員を容易に補充することができず公務の運営

に著しい支障が生ずること。

- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降

任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第 1 項若しくは第 2 項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第 2 項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前 3 項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して 1 年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条第 1 項から第 4 項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第 3 項の規定により他の管理監督職に降任をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第 9 条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任をするものとする。

#### 第 4 章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる

る。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、県が加入する組合（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の組合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

#### 第 5 章 雑則

（雑則）

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則第2項を次のように改める。

（定年に関する経過措置）

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

附則に次の3項を加える。

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「70年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで	66 年
令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで	67 年
令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで	68 年
令和 11 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで	69 年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び第 3 条第 2 項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢 60 年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢 60 年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。
- 5 警察本部長は、当分の間、警察法第 56 条の 2 第 1 項に規定する特定地方警務官が年齢 60 年に達する日の属する年度の前年度において、当該特定地方警務官に対し、当該特定地方警務官が年齢 60 年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 職員の給与に関する条例（昭和 26 年島根県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第 5 項及び第 7 項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第 11 項を次のように改める。

11 法第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項（教育公務員特例法第 2 条第 5 項に規定する専門的教育職員にあっては、定年前再任用短時間勤務教育職員又は定年前再任用短時間勤務教職員の項）に掲げる基準給料月額のうち、第 2 項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第 2 条第 3 項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第 4 条の 2 を削る。

第 10 条第 1 項第 1 号中「以下」の次に「この項から第 3 項までにおいて」を加え、同項第 2 号中「（以下」の次に「この条において」を加え、同条第 2 項第 1 号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下」の次に「この号及び次項において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第 3 号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第 2 号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第 3 号中「その者」を「当該職員」に改め、同条第 3 項第 1 号中「その者」を「当該職員」に改める。

第 13 条第 1 項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第 2 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第 4 項中「（第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第 5 項中「場合は」を「場合には」に改める。

第 15 条の 5 第 2 項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第 3 項中「再任

用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「その者」を「当該定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条の8第1項中「この条」を「この項から第4項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条の11第2項中「第7条の3」を「第4条第3項から第10項まで、第7条の3」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第4項中「取扱」を「取扱い」に改め、附則に次の12項を加える。

10 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第12項及び第14項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

11 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 職員の定年等に関する条例（昭和59年島根県条例第5号）第3条第2項第1号に掲げる職員
- (3) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- (4) 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

12 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任をされた職員であって、当該他の職への降任をされた日（以下この項及び附則第16項において「異動

日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第10項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項及び附則第14項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第10項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

13 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

14 警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命により職員となった者のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第6条に規定する公安職俸給表に定められる俸給月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。)に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第10項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

15 附則第13項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、附則第13項中「前項」とあるのは「第14項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。

- 16 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第10項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第12項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第12項及び第13項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 17 附則第12項、第14項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第10項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第12項から前項までの規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 18 附則第12項、第14項又は前 2 項の規定による給料を支給される職員に対する第15条の 5 第 5 項（第15条の 8 第 5 項において準用する場合を含む。）及び第15条の 9 第 2 項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第12項、第14項、第16項又は第17項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 19 附則第10項から前項までに定めるもののほか、附則第10項の規定による給料月額、附則第12項の規定による給料その他附則第10項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
- 20 附則第10項の規定は、法第27条第 2 項に定める降給とする。
- 21 附則第10項の規定の適用を受ける職員には、人事委員会規則で定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。
- 別表第 1 再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額								
	円 188,751	円 216,405	円 256,629	円 276,137	円 291,322	円 316,864	円 358,798	円 392,083	円 443,469

別表第 2 再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額								
	円 242,852	円 254,617	円 258,740	円 290,216	円 306,808	円 320,987	円 344,719	円 380,016	円 411,793

別表第 3 再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 221,533	円 251,701	円 281,266	円 322,194	円 351,155

別表第 4 再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 218,718	円 260,148	円 285,087	円 327,725	円 386,552

別表第 5 アの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 296,200	円 338,600	円 393,000	円 466,000

別表第 5 イの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
	189,756	216,505	244,863	258,338	283,679	324,607	367,044

別表第 5 ウの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
	236,416	256,830	264,070	274,327	290,718	328,026	372,675

別表第13の 2 級の項の次に次の 1 項を加える。

特 2 級	やや困難な指導業務を行う指導主事又は社会教育主事の職務
-------	-----------------------------

別表第14の 2 級の項の次に次の 1 項を加える。

特 2 級	やや困難な指導業務を行う指導主事又は社会教育主事の職務
-------	-----------------------------

(県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第 3 条 県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「人事委員会の」を「人事委員会規則で」に改める。

第11条第 1 項及び第 3 項中「その者」を「当該教育職員」に改める。

第12条を次のように改める。

(定年前再任用短時間勤務教育職員の給料月額)

第12条 法第22条の 4 第 1 項又は第22条の 5 第 1 項の規定により採用された教育職員（以下「定年前再任用短時間勤務教育職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務教育職員に適用される給料表の定年前再任

用短時間勤務教育職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第 5 条第 2 項の規定により当該定年前再任用短時間勤務教育職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第 2 条第 3 項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務教育職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第 20 条第 1 項第 1 号中「道路（以下）」の次に「この項から第 3 項までにおいて」を加え、「、その運賃」を「その運賃」に改め、「料金（以下）」の次に「この項から第 3 項までにおいて」を加え、同項第 2 号中「用具を」を「用具で」に改め、「もの（以下）」の次に「この条において」を加え、同条第 2 項第 1 号中「算出したその者」を「算出した当該教育職員」に改め、「する額（以下）」の次に「この号及び次項において」を、「得た額（以下）」の次に「この号及び第 3 号において」を加え、「（その者）」を「（当該教育職員）」に、「、その者」を「、当該教育職員」に改め、同項第 2 号中「再任用短時間勤務教育職員」を「定年前再任用短時間勤務教育職員」に改め、同項第 3 号中「その者」を「当該教育職員」に改め、同条第 3 項第 1 号中「その者」を「当該教育職員」に改める。

第 24 条第 2 項中「その者」を「当該教育職員」に改め、同条第 3 項中「再任用教育職員」を「定年前再任用短時間勤務教育職員」に、「その者」を「当該定年前再任用短時間勤務教育職員」に改める。

第 25 条第 1 項中「この条」を「この項から第 3 項まで」に、「その者」を「当該教育職員」に改め、同条第 2 項中「再任用教育職員」を「定年前再任用短時間勤務教育職員」に改める。

第 25 条の 2 第 2 項中「再任用教育職員」を「定年前再任用短時間勤務教育職員」に改める。

第 26 条の 2 第 1 項中「第 17 条の 3」を「第 6 条、第 11 条、第 17 条の 3」に、「再任用教育職員」を「定年前再任用短時間勤務教育職員」に改める。

附則に次の 10 項を加える。

13 当分の間、教育職員の給料月額は、当該教育職員が 60 歳に達した日後にお

ける最初の 4 月 1 日（附則第 15 項において「特定日」という。）以後、当該教育職員に適用される給料表の給料月額のうち、第 5 条第 2 項の規定により当該教育職員の属する職務の級並びに第 6 条、第 11 条第 2 項及び第 3 項の規定により当該教育職員の受ける号給に応じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

14 前項の規定は、次に掲げる教育職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される教育職員その他の法律により任期を定めて任用される教育職員及び非常勤職員
- (2) 職員の定年等に関する条例（昭和 59 年島根県条例第 5 号）第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務している教育職員（同条例第 2 条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた教育職員を除く。）
- (3) 職員の定年等に関する条例第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により法第 28 条の 2 第 1 項に規定する異動期間（同条例第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第 6 条に規定する職を占める教育職員

15 法第 28 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任をされた教育職員であって、当該他の職への降任をされた日（以下この項及び附則第 17 項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける教育職員のうち、特定日に附則第 13 項の規定により当該教育職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該教育職員が受けていた給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる教育職員（人事委員会規則で定める教育職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第 13 項の規定により当該教育職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

16 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される教育職員の受ける給料月額との合計額が第 5 条第 2 項の規定により当該教育職員の属する職務の級

における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第 5 条第 2 項の規定により当該教育職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該教育職員の受ける給料月額」とする。

17 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教育職員（附則第 13 項の規定の適用を受ける教育職員に限り、附則第 15 項に規定する教育職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される教育職員との権衡上必要があると認められる教育職員には、当分の間、当該教育職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前 2 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

18 附則第 15 項又は前項の規定による給料を支給される教育職員以外の附則第 13 項の規定の適用を受ける教育職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される教育職員との権衡上必要があると認められる教育職員には、当分の間、当該教育職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前 3 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

19 附則第 15 項又は前 2 項の規定による給料を支給される教育職員に対する第 24 条第 5 項（第 25 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第 15 項、第 17 項又は第 18 項の規定による給料の額との合計額」とする。

20 附則第 13 項から前項までに定めるもののほか、附則第 13 項の規定による給料月額、附則第 15 項の規定による給料その他附則第 13 項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

21 附則第 13 項の規定は、法第 27 条第 2 項に定める降給とする。

22 附則第 13 項の規定の適用を受ける教育職員には、人事委員会規則で定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

別表第 1 再任用教育職員以外の教育職員の項中「再任用教育職員」を「定年前再任用短時間勤務教育職員」に改め、同表再任用教育職員の項を次のように

改める。

定年前 再任用 短時間 勤務教 育職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 235,310	円 275,836	円 304,696	円 332,954	円 417,525

(市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正)

第 4 条 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和 29 年島根県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「教育委員会の」を「教育委員会規則で」に改める。

第 12 条第 1 項及び第 3 項中「その者」を「当該教職員」に改める。

第 12 条の 2 を次のように改める。

(定年前再任用短時間勤務教職員の給料月額)

第 12 条の 2 地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項の規定により採用された教職員（以下「定年前再任用短時間勤務教職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務教職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務教職員の項（学校栄養職員及び事務職員にあっては、定年前再任用短時間勤務職員の項）に掲げる基準給料月額のうち、第 6 条第 2 項の規定により当該定年前再任用短時間勤務教職員の属する職務の級に応じた額に、第 22 条第 3 項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務教職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第 18 条第 1 項第 1 号中「以下」の次に「この項から第 3 項までにおいて」を加え、同項第 2 号中「（以下）」の次に「この条において」を加え、同条第 2 項第 1 号中「算出したその者」を「算出した当該教職員」に、「する額（以下）」の次に「この号及び次項において」を、「得た額（以下）」の次に「この号及び第 3 号において」を加え、「（その者）」を「（当該教職員）」に、「、その者」を「、当該教職員」に改め、同項第 2 号中「再任用短時間勤務教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改め、同項第 3 号中「その者」を「当該教職員」に改め、同条第 3 項第 1 号中「その者」を「当該教職員」に改める。

第19条の5第1項中「対して勤務1時間につき第20条の2に規定する、」を「対し、勤務1時間につき、第20条の2に規定する」に、「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改め、同条第4項中「(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第19条の8第2項中「再任用教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改める。

第20条の3第1項中「第16条」を「第7条、第12条、第16条」に、「再任用教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改める。

第22条第3項、第22条の2第1項及び第2項並びに第22条の9の2中「再任用短時間勤務教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改める。

附則に次の9項を加える。

10 当分の間、教職員の給料月額は、当該教職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第12項において「特定日」という。)以後、当該教職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第2項の規定により当該教職員の属する職務の級並びに第7条並びに第12条第2項及び第3項の規定により当該教職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

11 前項の規定は、次に掲げる教職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される教職員その他の法律により任期を定めて任用される教職員及び非常勤職員
- (2) 職員の定年等に関する条例(昭和59年島根県条例第5号)第4条第1項又は第2項の規定により勤務している教職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた教職員を除く。)
- (3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により地方公務員法第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に

## 規定する職を占める教職員

- 12 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任をされた教職員であって、当該他の職への降任をされた日（以下この項及び附則第14項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける教職員のうち、特定日に附則第10項の規定により当該教職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該教職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる教職員（教育委員会規則で定める教職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第10項の規定により当該教職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 13 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される教職員の受ける給料月額との合計額が第6条第2項の規定により当該教職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第2項の規定により当該教職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該教職員の受ける給料月額」とする。
- 14 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教職員（附則第10項の規定の適用を受ける教職員に限り、附則第12項に規定する教職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、当分の間、当該教職員の受ける給料月額のほか、教育委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 15 附則第12項又は前項の規定による給料を支給される教職員以外の附則第10項の規定の適用を受ける教職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、当分の間、当該教職員の受ける給料月額のほか、教育委員会規則で定めるところに

より、前 3 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

- 16 附則第10項から前項までに定めるもののほか、附則第10項の規定による給料月額、附則第12項の規定による給料その他附則第10項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。
- 17 附則第10項の規定は、地方公務員法第27条第 2 項に定める降給とする。
- 18 附則第10項の規定の適用を受ける教職員には、教育委員会規則で定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

別表第 1 再任用教職員以外の教育職員の項中「再任用教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改め、同表再任用教職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務教 職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 226,461	円 272,618	円 299,769	円 326,216	円 407,469

(教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第 5 条 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年島根県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第28条の 5 第 1 項」を「第22条の 4 第 1 項」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

- 4 県立学校給与条例附則第15項、第17項若しくは第18項の規定による給料を支給される教育職員又は市町村立学校給与条例附則第12項、第14項若しくは第15項の規定による給料を支給される教職員に対する第 3 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と県立学校給与条例附則第15項、第17項若しくは第18項又は市町村立学校給与条例附則第12項、第14項若しくは第15項の規定による給料の額との合計額」とする。

(島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 6 条 島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年島根県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第28条の 5 第 1 項」を「第22条の 4 第 1 項」に改める。

第17条の3第2項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

第18条第2項中「又は修学部分休業」を「、修学部分休業」に、「の承認」を「又は高齢者部分休業（当該職員が管理者が定める年齢に達した日以後の日で申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和59年島根県条例第5号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認」に改める。

附則に次の4項を加える。

- 4 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、職員の給与に関する条例に規定する職員（同条例附則第10項の規定の適用を受ける職員を除く。）の給料月額を基準として定めたものに100分の70を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- 5 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
  - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
  - (2) 職員の定年等に関する条例（昭和59年島根県条例第5号）第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
  - (3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により地方公務員法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
- 6 附則第4項の規定は、地方公務員法第27条第2項に定める降給とする。
- 7 附則第4項の規定の適用を受ける職員には、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 7 条 島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年島根県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第28条の 5 第 1 項」を「第22条の 4 第 1 項」に改める。

第23条第 2 項中「第28条の 4 第 1 項、第28条の 5 第 1 項又は第28条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第22条の 4 第 1 項又は第22条の 5 第 1 項」に改める。

第24条第 2 項中「又は修学部分休業」を「、修学部分休業」に、「の承認」を「又は高齢者部分休業（当該職員が管理者が定める年齢に達した日以後の日で申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和59年島根県条例第 5 号）第 2 条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1 週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認」に改める。

附則に次の 4 項を加える。

8 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

9 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 職員の定年等に関する条例（昭和59年島根県条例第 5 号）第 3 条第 2 項第 2 号に掲げる職員

(3) 職員の定年等に関する条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務している職員（同条例第 2 条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

(4) 職員の定年等に関する条例第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により地方公務員法第28条の 2 第 1 項に規定する異動期間（同条例第 9 条第 1 項又は第

2 項の規定により延長された期間を含む。) を延長された同条例第 6 条に規定する職を占める職員

10 附則第 8 項の規定は、地方公務員法第 27 条第 2 項に定める降給とする。

11 附則第 8 項の規定の適用を受ける職員には、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 8 条 職員の退職手当に関する条例(昭和 29 年島根県条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 1 項第 7 号を削る。

第 2 条の 2 中「第 4 条の 4」を「第 4 条の 4 の 2」に改める。

第 3 条第 1 項中「以下同じ」を「以下「退職日給料月額」という」に改める。

第 4 条第 1 項中「退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)」を「退職日給料月額」に改める。

第 4 条の 2 第 2 項中「(前項)」を「(同項)」に改める。

第 4 条の 3 第 1 項中「退職した者」の次に「(警察法(昭和 29 年法律第 162 号)第 56 条の 4 第 1 項の規定による任命(第 4 条の 4 の 2 並びに附則第 13 項及び第 25 項において「特定任命」という。))により職員となった後に退職した者を除く。)」を加える。

第 4 条の 4 の次に次の 1 条を加える。

(特定任命により職員となった後に退職した者に関する準用規定)

第 4 条の 4 の 2 第 4 条の 3 (前条において読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、特定任命により職員となった後に退職した者について準用する。この場合において、第 4 条の 3 の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額」と、同条中「退職した者(警察法(昭和 29 年法律第 162 号)第 56 条の 4 第 1 項の規定による任命(第 4 条の 4 の 2 並びに附則第 13 項及び第 25 項において「特定任命」という。))により職員となった後に退職した者を除く。)」とあるのは「特定任命(警察法(昭和 29 年法律第 162 号)第 56 条

の 4 第 1 項の規定による任命をいう。) により職員となった後に退職した者」と、「給料月額減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。)」とあるのは「俸給月額減額改定(国家公務員退職手当法(昭和 28 年法律第 182 号) 第 5 条の 2 に規定されている俸給月額の減額改定をいう。)」と、「給料月額減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額減額されたことがある場合(特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなった場合を含む。)」と、「給料月額のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、同条並びに前条の表第 4 条の 3 第 1 項第 1 号の項、第 4 条の 3 第 1 項第 2 号の項及び第 4 条の 3 第 1 項第 2 号イの項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替えるものとする。

第 4 条の 7 中「第 4 条の 3 第 1 項」及び「同項第 2 号イ」の次に「(第 4 条の 4 の 2 において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を加え、同条第 1 号中「特定減額前給料月額」の次に「(第 4 条の 4 の 2 において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額(同条の規定により読み替えられた第 4 条の 3 に規定する特定減額前俸給月額をいう。))。次号において同じ。))」を加える。

第 4 条の 8 の表第 4 条の 7 の項中「第 4 条の 3 第 1 項の」を「第 4 条の 3 第 1 項(」に改め、同表第 4 条の 7 第 1 号の項読み替えられる字句の欄中「特定減額前給料月額」の次に「(第 4 条の 4 の 2 において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額(同条の規定により読み替えられた第 4 条の 3 に規定する特定減額前俸給月額をいう。))。次号において同じ。))」を加え、同項読み替える字句の欄中「特定減額前給料月額及び」を「特定減額前給料月額(第 4 条の 4 の 2 において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額(同条の規定により読み替えられた第 4 条の 3 に規定する特定減額前俸給月額をいう。))。以下この号及び次号において同じ。))及び」に改める。

第 4 条の 9 第 1 項中「除く。以下」を「除く。第 5 条第 4 項において」に改め、「（以下」の次に「この項及び第 5 項において」を加える。

第 4 条の 10 第 1 項中「第 4 条の 3」の次に「（第 4 条の 4 の 2 において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

第 8 条第 4 項中「、当該退職後」を「当該退職後」に、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が 30 日未満のものその他知事が別に定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして知事が別に定める職員が知事が別に定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が 4 年から第 1 項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第 1 項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第 11 項第 5 号中「第 4 条第 8 項」を「第 4 条第 9 項」に改める。

第 10 条の 3 第 1 項第 2 号及び第 3 号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 10 条の 4 第 1 項中「場合にあっては」を「場合には」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 10 条の 6 第 1 項中「。以下この条」を「。以下この項から第 6 項まで」に、「場合にあっては」を「場合には」に改め、同条第 2 項から第 4 項までの規定中「場合にあっては」を「場合には」に改め、同条第 5 項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「場合にあっては」を「場合には」に改める。

附則第 1 項中「因る」を「よる」に改め、附則中第 2 項から第 8 項までを削り、第 9 項を第 2 項とし、附則第 10 項中「日本電信電話株式会社等に関する法律及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」を「日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に改め、「国家公務員等退職手当法」の次に「（昭和 28 年法律第 182 号）」を加え、同項を附則第 3 項とし、附則中第 11 項を第 4 項とし、第 12 項を第 5 項とし、附則第 13 項中「同法附則第 11 条」を「同法附則第 13 条」に改め、

同項を附則第 6 項とし、附則第 14 項を削り、附則第 15 項中「条例第 35 号」を「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和 48 年 島根県条例第 35 号。次項及び第 9 項において「条例第 35 号」という。）」に、「第 4 条の 4」を「第 4 条の 4 の 2 まで及び附則第 18 項から第 24 項」に、「附則第 15 項」を「附則第 7 項」に改め、同項を附則第 7 項とし、附則第 16 項中「第 4 条の 3」の次に「（第 4 条の 4 の 2 において読み替えて準用する場合を含む。）及び附則第 21 項」を加え、同項を附則第 8 項とし、附則第 17 項中「第 4 条の 2」の次に「又は附則第 19 項」を加え、「附則第 15 項」を「附則第 7 項」に改め、同項を附則第 9 項とし、附則第 18 項及び第 19 項を削り、附則中第 20 項を第 10 項とし、第 21 項を第 11 項とし、第 22 項を第 12 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

13 特定任命により職員となった後に退職した者の基礎在職期間中に俸給月額  
の減額改定（第 4 条の 4 の 2 の規定により読み替えられた第 4 条の 3 に規定  
する俸給月額の減額改定をいう。）によりその者の俸給月額が減額されたこ  
とがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達  
しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準  
ずる給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定に  
よる俸給月額には、当該差額を含まないものとする。

附則第 23 項中「令和 4 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に改め、同項を  
附則第 14 項とし、附則中第 24 項を第 15 項とし、第 25 項を第 16 項とし、第 26 項を  
第 17 項とし、同項の次に次の 8 項を加える。

18 当分の間、第 4 条第 1 項の規定は、11 年以上 25 年未満の期間勤続した者で  
あって、60 歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年  
の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第 2 項の規定に該当する者を  
除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第  
3 条の規定の適用については、同条第 1 項中「又は第 4 条の 2」とあるの  
は、「第 4 条の 2 又は附則第 18 項」とする。

19 当分の間、第 4 条の 2 第 1 項の規定は、25 年以上の期間勤続した者であっ

て、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第 1 項又は第 2 項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第 3 条の規定の適用については、同条第 1 項中「又は第 4 条の 2」とあるのは、「第 4 条の 2 又は附則第 19 項」とする。

20 前 2 項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

- (1) 定年条例第 3 条第 2 項に規定する職員
- (2) 給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として知事が別に定める職員

21 職員の給与に関する条例（昭和 26 年島根県条例第 1 号。附則第 25 項において「職員給与条例」という。）附則第 10 項及び県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和 29 年島根県条例第 6 号。附則第 25 項において「県立学校教育職員給与条例」という。）附則第 13 項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

22 当分の間、第 4 条の 2 第 1 項の規定に該当する者（25 年以上勤続し、勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものその他の知事が定める者を除く。次項において同じ。）に対する第 4 条の 4 の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同条本文中「定年」とあるのは同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第 20 項各号に掲げる職員以外の者	60 歳
附則第 20 項第 1 号に掲げる職員	65 歳
附則第 20 項第 2 号に掲げる職員	知事が別に定める年齢

23 当分の間、第 4 条の 2 第 1 項の規定に該当する者に対する第 4 条の 4 及び第 4 条の 8 の規定の適用については、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第 4 条の 4 の表第 4 条の 2 第 1 項の項、第 4 条の 3 第 1 項第 1 号の項及び第 4 条の 3 第 1 項第 2 号の項並びに第 4 条の 8 の表第 4 条の 6 の項、第 4

条の 7 第 1 号の項及び第 4 条の 7 第 2 号の項中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは前項の表の右欄に掲げる字句とする。

24 当分の間、第 4 条の 2 第 1 項の規定に該当する者（定数の減少若しくは組織の改廃のため過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者に限る。）であって附則第 22 項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第 4 条の 4 及び第 4 条の 8 の規定の適用については、第 4 条の 4 の表第 4 条の 2 第 1 項の項、第 4 条の 3 第 1 項第 1 号の項及び第 4 条の 3 第 1 項第 2 号の項並びに第 4 条の 8 の表第 4 条の 6 の項、第 4 条の 7 第 1 号の項及び第 4 条の 7 第 2 号の項中「100分の 2 を超えない範囲内で知事が定める割合」とあるのは、「100分の 2 を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

25 職員給与条例附則第 10 項又は県立学校教育職員給与条例附則第 13 項の規定の適用を受ける者が退職した場合において、その者がこれらの規定の適用を受ける日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、第 2 条の 2 から第 4 条の 4 の 2 まで及び第 4 条の 6 から第 4 条の 10 まで並びに附則第 7 項から第 9 項まで、第 12 項、第 13 項及び第 18 項から第 24 項まで、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和 48 年島根県条例第 35 号）附則第 5 項から第 7 項まで、職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成 15 年島根県条例第 57 号）附則第 4 項並びに職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年島根県条例第 5 号）附則第 2 項、第 6 項及び第 7 項の規定により計算した退職手当の額（特定任命により職員となった後に退職した者にあつては、国家公務員退職手当法その他の法令の規定により計算した退職手当の額）が、その者の退職した日においてこれらの規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、当分の間、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の

額とする。

(職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第 9 条 職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和 26 年島根県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第 10 条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和 27 年島根県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「給料の月額（）」を「その発令の日に受ける給料の額（）」に、「給料の月額に教職調整額の月額を加算した額」を「給料に教職調整額を加算した額とする。以下この項において同じ。」に、「の額を減じて行う」を「を減ずる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の 10 分の 1 に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

第 4 条第 2 項を次のように改める。

2 法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員の減給については、1 日以上 6 月以下の期間、報酬（会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（平成 31 年島根県条例第 9 号）第 2 条第 4 項に規定する報酬を除く。）の額の 10 分の 1 以下を減ずるものとする。

(職員の勤務時間に関する条例の一部改正)

第 11 条 職員の勤務時間に関する条例（昭和 27 年島根県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項」に改め、「で同法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 3 条第 1 項及び第 2 項、第 4 条第 2 項並びに第 10 条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

## (職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第12条 職員の休日及び休暇に関する条例（昭和27年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「第28条の 4 第 1 項、第28条の 5 第 1 項又は第28条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第22条の 4 第 1 項又は第22条の 5 第 1 項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「で法第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を削る。

第 7 条第 2 項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第13条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

## (市町村立学校職員の旅費に関する条例の一部改正)

第13条 市町村立学校職員の旅費に関する条例（昭和27年島根県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第28条の 5 第 1 項」を「第22条の 4 第 1 項」に改める。

## (県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第14条 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例（昭和31年島根県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「第28条の 4 第 1 項、第28条の 5 第 1 項又は第28条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第22条の 4 第 1 項又は第22条の 5 第 1 項」に、「再任用教育職員」を「定年前再任用短時間勤務教育職員」に改め、「で法第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務教育職員」という。）」を削る。

第 8 条第 2 項中「再任用教育職員」を「定年前再任用短時間勤務教育職員」に改める。

第13条中「再任用短時間勤務教育職員」を「定年前再任用短時間勤務教育職員」に改める。

(市町村立学校の教職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第15条 市町村立学校の教職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和31年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「給料の月額（」を「その発令の日に受ける給料の額（」に、「給料の月額に教職調整額の月額を加算した額」を「給料に教職調整額を加算した額とする。以下この項において同じ。」に、「の額を減じて行う」を「を減ずる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

第5条第2項を次のように改める。

2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の減給については、1日以上6月以下の期間、報酬（会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（平成31年島根県条例第9号）第2条第4項に規定する報酬を除く。）の額の10分の1以下を減ずるものとする。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第16条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和46年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第39条の2の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」を「（次条第2項において「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第40条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第17条 県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する

条例（昭和47年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項及び第11条第 1 項中「第28条の 5 第 1 項」を「第22条の 4 第 1 項」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第18条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年島根県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 5 号を同項第 6 号とし、同項第 4 号の次に次の 1 号を加える。

- (5) 職員の定年等に関する条例第 9 条第 1 項から第 4 項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第19条 職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年島根県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、同条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 職員の定年等に関する条例第 9 条第 1 項から第 4 項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第 8 条に次の 1 号を加える。

- (4) 職員の定年等に関する条例第 9 条第 1 項から第 4 項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第13条の表第10条第 2 項第 2 号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第13条第 4 項の項を削り、同表第13条第 5 項の項中「育児休業条例」を「職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年島根県条例第 9 号）」に改める。

第14条の表第20条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務教育職員」を「定年前再任用短時間勤務教育職員」に改める。

第15条の表第18条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改め、同表第19条の5第4項の項を削り、同表第19条の5第5項の項中「育児休業条例」を「職員の育児休業等に関する条例（平成4年島根県条例第9号）」に改める。

第16条の表第39条の2の項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」を「（次条第2項において「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第40条第2項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条の表第10条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第13条第4項の項を削り、同表第13条第5項の項中「育児休業条例」を「職員の育児休業等に関する条例（平成4年島根県条例第9号）」に改め、同表第15条の11第2項の項中「第7条の3から第9条まで、第9条の3から第9条の5まで、第11条の2及び第11条の3の規定は、再任用職員」を「第4条第3項から第10項まで、第7条の3から第9条まで、第9条の3から第9条の5まで、第11条の2及び第11条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第24条の表第20条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務教育職員」を「定年前再任用短時間勤務教育職員」に改め、同表第26条の2第1項の項中「第17条の3から第19条の2まで、第21条の2及び第21条の3の規定は、再任用教育職員」を「第6条、第11条、第17条の3から第19条の2まで、第21条の2及び第21条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務教育職員」に改める。

第25条の表第18条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改め、同表第19条の5第4項の項を削り、同表第19条の5第5項の項中「育児休業条例」を「職員の育児休業等に関する条例

(平成 4 年島根県条例第 9 号)」に改め、同表第 20 条の 3 第 1 項の項中「第 16 条から第 17 条の 2 まで及び第 19 条の 2 から第 19 条の 4 までの規定は、再任用教職員」を「第 7 条、第 12 条、第 16 条から第 17 条の 2 まで及び第 19 条の 2 から第 19 条の 4 までの規定は、定年前再任用短時間勤務教職員」に改める。

第 26 条の表第 39 条の 2 の項中「第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項」に、「同法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」を「（次条第 2 項において「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第 40 条第 2 項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 28 条第 2 号中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「短時間勤務職員」に改める。

第 29 条第 2 項中「再任用短時間勤務職員等」を「短時間勤務職員」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第 20 条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 13 年島根県条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項の規定により採用される職員を除く。）」を削り、同項第 3 号中「地方公務員法」の次に「（昭和 25 年法律第 261 号）」を加え、同項第 5 号を同項第 6 号とし、同項第 4 号の次に次の 1 号を加える。

- (5) 職員の定年等に関する条例第 9 条第 1 項から第 4 項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(島根県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 21 条 島根県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 16 年島根県条例第 74 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

(職員の再任用に関する条例の廃止)

第22条 職員の再任用に関する条例（平成12年島根県条例第53号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条中第 8 条第 4 項及び第11項並びに附則第13項及び第23項の改正規定並びに附則第27項及び第58項の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第 1 条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。）について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第 1 条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第 4 条第 1 項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して 1 年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第 2 条に規定する定年退職日の翌日から起算して 3 年を超えることができない。
- 3 任命権者は、基準日（施行日、令和 7 年 4 月 1 日、令和 9 年 4 月 1 日、令和 11 年 4 月 1 日及び令和13年 4 月 1 日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の 3 月31日までの間、基準日における新定年条例定年（新定年条例第 3 条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第 3 条に規定する定年）を超える職（基準日における新定年条例定年が新定年

条例第 3 条第 1 項に規定する定年である職に限る。) 及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間に新定年条例第 4 条第 1 項若しくは第 2 項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律 (令和 3 年法律第 63 号。以下「令和 3 年改正法」という。) 附則第 3 条第 5 項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年 (基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第 3 条に規定する定年) に達している職員 (当該人事委員会規則で定める職にあっては、人事委員会規則で定める職員) を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 4 新定年条例第 4 条第 3 項から第 5 項までの規定は、附則第 2 項の規定による勤務について準用する。
- 5 前 3 項に定めるもののほか、附則第 2 項の規定による勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

- 6 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢 65 年に達する日以後における最初の 3 月 31 日 (以下「特定年齢到達年度の末日」という。) までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年 (旧定年条例第 3 条に規定する定年をいう。以下同じ。) (施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢。附則第 11 項において同じ。) に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
  - (1) 施行日前に旧定年条例第 2 条の規定により退職した者
  - (2) 旧定年条例第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、令和 3 年改正法附則第 3 条第 5 項又は附則第 2 項の規定により勤務した後退職した者

- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前 2 号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前 3 号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和 3 年改正法による改正前の地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項、次項又は附則第 11 項から第 16 項までの規定により採用することをいう。次項第 6 号において同じ。）をされたことがある者
- 7 令和 14 年 3 月 31 日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新定年条例第 2 条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新定年条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新定年条例第 12 条の規定により採用された者のうち、令和 3 年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第 22 条の 4 第 3 項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 施行日以後に新定年条例第 13 条第 1 項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第 22 条の 5 第 3 項において準用する新地方公務員法第 22 条の 4 第 3 項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (5) 25 年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間にある者
- (6) 25 年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）

であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間に、  
暫定再任用をされたことがある者

- 8 前 2 項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1 年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前 2 項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 9 暫定再任用職員（附則第 6 項、第 7 項又は第 11 項から第 16 項までの規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。
- 10 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 11 任命権者は、附則第 6 項の規定によるほか、県が加入する組合（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第 1 項の組合をいう。以下単に「組合」という。）における附則第 6 項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 12 令和 14 年 3 月 31 日までの間、任命権者は、附則第 7 項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 13 任命権者は、新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の規定にかかわらず、附則第 6 項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第 12 条に規定する

短時間勤務の職をいう。以下同じ。)に係る旧定年条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。附則第15項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

14 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第7項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。附則第16項及び第26項において同じ。)に達している者(新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

15 任命権者は、附則第13項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

16 令和14年3月31日までの間、任命権者は、附則第14項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第7項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（新定年条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

17 第11項から前項までの場合においては、附則第8項から第10項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

18 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

19 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

20 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

21 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務

員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

22 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第6項から第17項までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この項から附則第24項までにおいて同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

23 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

24 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第22項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

(人事委員会規則への委任)

25 第6項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員の任用その他暫定再任用職員に関し必要な事項（暫定再任用職員の給与に関するものを除く。）は、人事委員会規則で定める。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

26 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の

翌年の 3 月 31 日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第 3 条第 1 項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職（以下この項において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第 12 条に規定する年齢 60 年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める者）を、新定年条例第 12 条又は第 13 条第 1 項の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第 12 条又は第 13 条第 1 項の規定により採用された職員（以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和 3 年改正法附則第 2 条第 3 項に規定する条例で定める年齢）

27 令和 3 年改正法附則第 2 条第 3 項に規定する条例で定める年齢は、年齢 60 年とする。

（職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

28 第 2 条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第 10 項から第 21 項までの規定は、令和 3 年改正法附則第 3 条第 5 項又は第 6 項の規定により勤務している職員には適用しない。

29 暫定再任用職員で常時勤務を要する職を占めるものの給料月額は、当該暫定

再任用職員が新給与条例第 4 条第 11 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（附則第 31 項から第 33 項までにおいて単に「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される新給与条例第 3 条第 2 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項（教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 2 条第 5 項に規定する専門的教育職員にあっては、定年前再任用短時間勤務教育職員又は定年前再任用短時間勤務教職員の項。附則第 31 項において同じ。）に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第 4 条第 2 項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

30 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員で常時勤務を要する職を占めるものに対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間に関する条例（昭和 27 年島根県条例第 9 号）第 2 条第 2 項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

31 暫定再任用職員で短時間勤務の職を占めるもの（以下この項及び次項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第 3 条第 2 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第 4 条第 2 項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間に関する条例（昭和 27 年島根県条例第 9 号）第 2 条第 3 項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

32 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第 10 条第 2 項及び第 13 条第 2 項の規定を適用する。

33 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第 15 条の 5 第 3 項の規定を適用する。

34 新給与条例第 15 条の 8 第 1 項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合におけ

る勤勉手当の額と同条第 2 項に規定する職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、附則第 5 条第 1 項若しくは第 3 項、附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は附則第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員をいう。）」とする。

35 新給与条例第 4 条第 3 項から第 10 項まで、第 7 条の 3 から第 9 条まで、第 9 条の 3 から第 9 条の 5 まで、第 11 条の 2 並びに第 11 条の 3 の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

36 附則第 29 項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員の給与に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

37 第 3 条の規定による改正後の県立学校の教育職員の給与に関する条例（以下「新県立学校給与条例」という。）附則第 13 項から第 22 項までの規定は、令和 3 年改正法附則第 3 条第 5 項又は第 6 項の規定により勤務している教育職員（新県立学校給与条例第 2 条に規定する教育職員をいう。次項において同じ。）には適用しない。

38 暫定再任用教育職員（暫定再任用職員のうち教育職員をいう。以下この項から第 45 項までにおいて同じ。）で常時勤務を要する職を占めるものの給料月額は、当該暫定再任用教育職員が新県立学校給与条例第 12 条に規定する定年前再任用短時間勤務教育職員（附則第 40 項から第 42 項までにおいて単に「定年前再任用短時間勤務教育職員」という。）であるものとした場合に適用される新県立学校給与条例第 4 条第 2 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務教育職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新県立学校給与条例第 5 条第 2 項の規定により当該暫定再任用教育職員の属する職務の級に応じた額とする。

39 地方公務員の育児休業等に関する法律第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用教育職員で常時勤務を要する職を占めるものに対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤

務時間に関する条例（昭和27年島根県条例第 9 号）第 2 条第 2 項の規定により定められた当該暫定再任用教育職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

40 暫定再任用教育職員で短時間勤務の職を占めるもの（以下この項及び次項において「暫定再任用短時間勤務教育職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務教育職員が定年前再任用短時間勤務教育職員であるものとした場合に適用される新県立学校給与条例第 4 条第 2 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務教育職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新県立学校給与条例第 5 条第 2 項の規定により当該暫定再任用短時間勤務教育職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間に関する条例第 2 条第 3 項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務教育職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

41 暫定再任用短時間勤務教育職員は、定年前再任用短時間勤務教育職員とみなして、新県立学校給与条例第20条第 2 項の規定を適用する。

42 暫定再任用教育職員は、定年前再任用短時間勤務教育職員とみなして、新県立学校給与条例第24条第 3 項の規定を適用する。

43 新県立学校給与条例第25条第 1 項の教育職員に暫定再任用教育職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第 2 項に規定する教育職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務教育職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務教育職員及び暫定再任用教育職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第63号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、附則第 5 条第 1 項若しくは第 3 項、附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は附則第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された教育職員をいう。）」とする。

44 新県立学校給与条例第 6 条、第11条、第17条の 3 から第19条の 2 まで、第21条の 2 及び第21条の 3 の規定は、暫定再任用教育職員には適用しない。

45 附則第37項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用教育職員の給与に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 46 第 4 条の規定による改正後の市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（以下「新市町村立学校給与等条例」という。）附則第10項から第18項までの規定は、令和 3 年改正法附則第 3 条第 5 項又は第 6 項の規定により勤務している教職員（新市町村立学校給与等条例第 2 条に規定する教職員をいう。次項において同じ。）には適用しない。
- 47 暫定再任用教職員（暫定再任用職員のうち教職員をいう。以下この項から第 52 項までにおいて同じ。）で常時勤務を要する職を占めるものの給料月額は、当該暫定再任用教職員が新市町村立学校給与等条例第12条の 2 に規定する定年前再任用短時間勤務教職員（附則第49項及び第50項において単に「定年前再任用短時間勤務教職員」という。）であるものとした場合に適用される新市町村立学校給与等条例第 5 条第 2 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務教職員の項（学校栄養職員及び事務職員にあっては、定年前再任用短時間勤務職員の項。附則第49項において同じ。）に掲げる基準給料月額のうち、新市町村立学校給与等条例第 6 条第 2 項の規定により当該暫定再任用教職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 48 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用教職員で常時勤務を要する職を占めるものに対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、新市町村立学校給与等条例第22条第 2 項の規定により定められた当該暫定再任用教職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 49 暫定再任用教職員で短時間勤務の職を占めるもの（以下この項及び次項において「暫定再任用短時間勤務教職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務教職員が定年前再任用短時間勤務教職員であるものとした場合に適用される新市町村立学校給与等条例第 5 条第 2 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務教職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新市町村立学校給与等条例第 6 条第 2 項の規定により当該暫定再任用短時間勤務教職員の属する

職務の級に応じた額に、新市町村立学校給与等条例第22条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務教職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

50 暫定再任用短時間勤務教職員は、定年前再任用短時間勤務教職員とみなして、新市町村立学校給与等条例第18条第2項及び第19条の5第2項の規定を適用する。

51 新市町村立学校給与等条例第7条、第12条、第16条から第17条の2まで及び第19条の2から第19条の4までの規定は、暫定再任用教職員には適用しない。

52 附則第46項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用教職員の給与に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

53 第6条の規定による改正後の島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例(次項において「新企業局給与条例」という。)附則第4項から第7項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

54 新企業局給与条例第5条から第6条の3まで及び第9条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

55 第7条の規定による改正後の島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例(次項において「新病院局給与条例」という。)附則第8項から第11項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

56 新病院局給与条例第6条から第9条まで及び第13条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

57 暫定再任用職員に対する第8条の規定による改正後の職員の退職手当に関す

る条例（次項において「新退職手当条例」という。）第 1 条の 2 第 2 項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。））」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 5 条第 1 項若しくは第 3 項、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。））」とする。

- 58 新退職手当条例第 8 条第 4 項の規定は、令和 4 年 7 月 1 日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の知事が別に定める職員に該当するに至った者について適用する。

（職員の勤務時間に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 59 暫定再任用職員で短時間勤務の職を占めるものは、第 11 条の規定による改正後の職員の勤務時間に関する条例第 2 条第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

（職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 60 暫定再任用職員で常時勤務を要する職を占めるものは、第 12 条の規定による改正後の職員の休日及び休暇に関する条例（以下この項及び次項において「新職員休日休暇条例」という。）第 5 条第 1 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次項において単に「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、新職員休日休暇条例第 7 条第 2 項の規定を適用する。

- 61 暫定再任用職員で短時間勤務の職を占めるものは、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新職員休日休暇条例第 5 条、第 7 条第 2 項及び第 13 条の規定を適用する。

（県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 62 暫定再任用教育職員（暫定再任用職員のうち第 14 条の規定による改正後の県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例（以下この項及び次項に

において「新教育職員休日休暇条例」という。) 第 2 条に規定する教育職員をいう。次項において同じ。) で常時勤務を要する職を占めるものは、新教育職員休日休暇条例第 6 条第 1 項に規定する定年前再任用短時間勤務教育職員(次項において単に「定年前再任用短時間勤務教育職員」という。) とみなして、新教育職員休日休暇条例第 8 条第 2 項の規定を適用する。

- 63 暫定再任用教育職員で短時間勤務の職を占めるものは、定年前再任用短時間勤務教育職員とみなして、新教育職員休日休暇条例第 6 条、第 8 条第 2 項及び第 13 条の規定を適用する。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 64 暫定再任用職員で短時間勤務の職を占めるものは、第 16 条の規定による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例(以下この項において「新特殊勤務手当条例という。」) 第 39 条の 2 に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新特殊勤務手当条例の規定を適用する。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 65 第 20 条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 2 条第 2 項第 1 号の規定は、暫定再任用職員で常時勤務を要する職を占めるものについては、適用しない。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 66 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和 48 年島根県条例第 35 号) の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「新条例第 3 条から第 4 条の 2 まで」を「職員の退職手当に関する条例第 3 条から第 4 条の 2 まで又は附則第 18 項若しくは第 19 項」に、「新条例第 3 条から第 4 条の 4」を「同条例第 3 条から第 4 条の 4 まで及び附則第 18 項から第 24 項」に改め、附則第 6 項中「新条例第 3 条第 1 項」を「職員の退職手当に関する条例第 3 条第 1 項」に、「新条例第 4 条の 3」を「同条例第 4 条の 3 及び附則第 21 項」に改め、附則第 7 項中「新条例第 4 条の 2」を「職員の退職手当に関する条例第 4 条の 2 又は附則第 19 項」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

67 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第10条第 1 項の表第10条第 2 項第 2 号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第13条第 4 項の項を削り、同表第15条の11第 2 項の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第 2 項の表第20条第 2 項第 2 号の項中「再任用短時間勤務教育職員」を「定年前再任用短時間勤務教育職員」に改め、同表の第26条の 2 第 1 項の項中「再任用教育職員」を「定年前再任用短時間勤務教育職員」に改め、同条第 3 項の表第18条第 2 項第 2 号の項中「再任用短時間勤務教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改め、同表第19条の 5 第 4 項の項を削り、同表第20条の 3 第 1 項の項中「再任用教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改め、同条第 4 項中「第28条の 4 第 1 項、第28条の 5 第 1 項又は第28条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第22条の 4 第 1 項又は第22条の 5 第 1 項」に改め、同条第 5 項の表第39条の 2 の項中「第28条の 4 第 1 項、第28条の 5 第 1 項又は第28条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第22条の 4 第 1 項又は第22条の 5 第 1 項」に、「で同法第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」を「（次条第 2 項において「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第40条第 2 項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第 6 項中「第28条の 4 第 1 項、第28条の 5 第 1 項又は第28条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第22条の 4 第 1 項又は第22条の 5 第 1 項」に改める。

（職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

68 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年島根県条例第57号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「附則第15項」を「附則第 7 項」に改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

69 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年島根県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成15年島根県条例第57号）」を「職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年島根県条例第57号）」に、「、新条例」を「、職員の退職手当に関する条例」に、「附則第15項から第17項」を「附則第 7 項から第 9 項」に改める。

（職員の修学部分休業に関する条例の一部改正）

70 職員の修学部分休業に関する条例（平成20年島根県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第 3 項中「再任用短時間勤務教育職員」を「定年前再任用短時間勤務教育職員」に改め、同条第 4 項中「再任用短時間勤務教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改める。

職員の高齢者部分休業に関する条例をここに公布する。

令和 4 年 10 月 11 日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県条例第 31 号

#### 職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。次条において「法」という。）第 26 条の 3 の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認を申請することができる年齢)

第 2 条 法第 26 条の 3 第 1 項の条例で定める年齢は、55 歳とする。

(高齢者部分休業の承認)

第 3 条 任命権者は、前条に規定する年齢に達した職員から高齢者部分休業の承認の申請があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が前条に規定する年齢に達した日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日以後の日で当該申請において示した日から高齢者部分休業を承認することができる。

2 高齢者部分休業の承認は、1 週間を通じて 19 時間 20 分を超えない範囲内で、5 分を単位として行うものとする。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第 4 条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和 26 年島根県条例第 1 号。以下この項及び次項において「職員の給与条例」という。）第 12 条、県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和 29 年島根県条例第 6 号。以下この項及び第 3 項において「県立学校教育職員の給与条例」という。）第 16 条第 1 項又は市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和 29 年島根県条例第 7 号。以下この項及び第 4 項において「市町村立学校教職員の給与条例」という。）第 15 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、職員の給与条例第 16 条、県立学校教育職員の給与条例第 16 条第 2 項又は市町村立学校教職員の給与条例第 20 条の 2 に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して支給する。

- 2 高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない職員に対する職員の給与条例第10条第2項第2号の規定の適用については、同号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「法第26条の3第1項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない職員」とする。
- 3 高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない職員に対する県立学校教育職員の給与条例第20条第2項第2号の規定の適用については、同号中「定年前再任用短時間勤務教育職員」とあるのは、「法第26条の3第1項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない教育職員」とする。
- 4 高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない職員に対する市町村立学校教職員の給与条例第18条第2項第2号の規定の適用については、同号中「定年前再任用短時間勤務教職員」とあるのは、「地方公務員法第26条の3第1項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない教職員」とする。

(退職手当の取扱い)

第5条 職員の退職手当に関する条例（昭和29年島根県条例第8号）第4条の9第1項及び第5条第4項の規定の適用については、職員が高齢者部分休業の承認を受けて1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった期間は、同条例第4条の9第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。

(高齢者部分休業の時間の延長)

第6条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員から休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務をしない時間をいう。以下同じ。）の延長の申請があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、休業時間の延長を承認することができる。

(高齢者部分休業の承認の取消し又は休業時間の短縮)

第7条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間を短縮することができる。

- 2 任命権者は、前項に規定する場合のほか、高齢者部分休業の承認後の事情の

変化を理由として高齢者部分休業をしている職員から申出があった場合で、やむを得ないと認められるときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間を短縮することができる。

(人事委員会規則への委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項第 1 号中「地方公務員法第26条の 2 第 1 項」の次に「又は第26条の 3 第 1 項」を加える。

島根県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 10 月 11 日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県条例第 32 号

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表64の 2 の項第 1 号中「計画」を「建築等計画」に、「計画の認定」を「建築等計画の認定」という。）又は同条第 6 項及び第 7 項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画（以下この項において「維持保全計画」という。）の認定（以下この項において「維持保全計画の認定」に改め、同号ア中「計画の認定」を「建築等計画の認定」に、「をいう。以下この号及び次号において同じ」を「をいう。以下この号及び次号において「確認書等」という」に改め、同号イ中「計画の認定を受けようとする」を「建築等計画の認定を受けようとする」に改め、同号イ(ア)中「確認書又は住宅性能評価書」を「確認書等」に、「計画の認定の申請の数をいう。以下この号において同じ」を「建築等計画の認定の申請の数をいう。以下このイにおいて同じ」に、「額とする。以下この号」を「額とする。以下このイ」に改め、同号イ(イ)から(ク)までの規定中「確認書又は住宅性能評価書」を「確認書等」に改め、同号ウ中「計画の認定」を「建築等計画の認定」に、「又は」を「若しくは」に改め、「住宅の場合」の次に「又は維持保全計画の認定を受けようとする住宅が一戸建ての住宅の場合」を加え、「確認書」を「確認書等」に改め、同号エ中「計画の認定」を「建築等計画の認定」に、「又は」を「若しくは」に改め、「共同住宅等の場合」の次に「又は維持保全計画の認定を受けようとする住宅が共同住宅等の場合」を加え、同号エ(ア)中「確認書」を「確認書等」に改め、「認定申請数」の次に「（1 の共同住宅等（区分所有住宅を除く。）に係る住戸について行われる建築等計画の認定又は維持保全計画の認定の申請の数をいう。以下このエにおいて同じ。）」を、「除して得た額」の次に「（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。以下このエにおいて同じ。）」を加え、同号エ(イ)から(ク)までの規定中「確認書」を「確認

書等」に改め、同項第 2 号中「計画の変更の認定（以下この項において「計画の変更の認定」を「建築等計画の変更の認定（以下この項において「建築等計画の変更の認定」という。）又は同項の規定に基づく維持保全計画の変更の認定（以下この項において「維持保全計画の変更の認定」に改め、同号ア中「計画の変更の認定」を「建築等計画の変更の認定」に、「計画の認定」を「建築等計画の認定」に、「計画に係る確認書又は住宅性能評価書」を「建築等計画に係る確認書等」に改め、同号イ中「計画の変更の認定を受けようとする」を「建築等計画の変更の認定を受けようとする」に、「計画の認定を受けた」を「建築等計画の認定を受けた」に改め、同号イ(ア)中「計画の変更の認定に係る」を「建築等計画の変更の認定に係る」に、「当該計画」を「当該建築等計画」に、「この項」を「このイ」に、「計画に係る確認書又は住宅性能評価書」を「建築等計画に係る確認書等」に、「計画の変更の認定の申請の数をいう。以下この号において同じ」を「建築等計画の変更の認定の申請の数をいう。以下このイにおいて同じ」に、「額とする。以下この号」を「額とする。以下このイ」に改め、同号イ(イ)から(ク)までの規定中「計画に係る確認書又は住宅性能評価書」を「建築等計画に係る確認書等」に改め、同号ウ中「計画の変更の認定」を「建築等計画の変更の認定又は維持保全計画の変更の認定」に、「計画の認定」を「建築等計画の認定又は維持保全計画の認定」に、「計画に係る確認書」を「建築等計画又は維持保全計画（以下この号において「変更後の計画」という。）に係る確認書等」に改め、同号エ中「計画の変更の認定」を「建築等計画の変更の認定又は維持保全計画の変更の認定」に、「計画の認定」を「建築等計画の認定又は維持保全計画の認定」に改め、同号エ(ア)中「変更に係る床面積の合計」を「建築等計画の変更の認定又は維持保全計画の変更の認定に係る住戸が属する 1 の建築物の当該建築等計画又は当該維持保全計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の 2 分の 1 の面積と当該建築等計画又は当該維持保全計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下このエにおいて「変更に係る床面積の合計」という。）」に、「確認書」を「確認書等」に改め、「変更認定申請数」の次に「（1 の共同住宅等（区分所有住宅を除く。）に

係る住戸について行われる建築等計画の変更の認定又は維持保全計画の変更の認定の申請の数をいう。以下このエにおいて同じ。) 」を、「除して得た額」の次に「(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。以下このエにおいて同じ。) 」を加え、同号エ(イ)から(ク)までの規定中「確認書」を「確認書等」に改め、同項第 3 号中「計画の認定」を「建築等計画の認定」に、「計画の変更の認定」を「建築等計画の変更の認定」に改め、同項第 4 号中「計画の変更の認定」を「建築等計画の変更の認定」に改め、同項第 5 号中「計画の認定」を「建築等計画の認定又は維持保全計画の認定」に改める。

別表65の項第 1 号中「第16条の 2 第 1 項」を「第16条第 1 項」に改め、同項第 2 号中「第 2 項並びに第16条の 2 第 1 項」を「第16条第 1 項」に、「第 5 条第 3 項」を「第 5 条第 2 項」に、「同条第 6 項」を「同条第 5 項」に改め、同項第 3 号を削り、同項第 4 号中「第 5 条第 3 項」を「第 5 条第 2 項」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 5 号中「第 5 条第 6 項」を「第 5 条第 5 項」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 6 号から第13号までを削り、同項第14号を同項第 5 号とし、同項第15号を同項第 6 号とし、同項第16号を同項第 7 号とし、同項第17号から第30号までを削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

島根県民生委員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 10 月 11 日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県条例第 33 号

島根県民生委員定数条例の一部を改正する条例

島根県民生委員定数条例（平成26年島根県条例第11号）の一部を次のように改正する。

本則の表出雲市の項中「430人」を「432人」に改め、同表雲南市の項中「142人」を「143人」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和 4 年12月 1 日から施行する。

島根県建築基準法施行条例及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 10 月 11 日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県条例第 34 号

島根県建築基準法施行条例及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(島根県建築基準法施行条例の一部改正)

第 1 条 島根県建築基準法施行条例（昭和48年島根県条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 の32の項中「第85条第 5 項」を「第85条第 6 項」に改め、同表の32の 2 の項中「第85条第 6 項」を「第85条第 7 項」に改め、同表の40の項中「第87条の 3 第 5 項」を「第87条の 3 第 6 項」に改め、同表の41の項中「第87条の 3 第 6 項」を「第87条の 3 第 7 項」に改める。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第 2 条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第25号左欄中(59)を(62)とし、(52)から(58)までを(55)から(61)までとし、同欄の(51)中「第87条の 3 第 6 項」を「第87条の 3 第 7 項」に改め、同欄中(51)を(54)とし、同欄の(50)中「第87条の 3 第 5 項」を「第87条の 3 第 6 項」に改め、同欄中(50)を(53)とし、(49)を(50)とし、その次に次のように加える。

(51) 法第87条の 3 第 3 項の規定による建築物の用途を変更して災害救助用建築物又は公益的建築物としての引き続き使用の許可に係る申請の受理

(52) 法第87条の 3 第 5 項の規定による災害救助用建築物又は公益的建築物の許可の期間の延長に係る申請の受理

第 2 条の表第25号左欄中(48)を(49)とし、(39)から(47)までを(40)から(48)までとし、同欄の(38)中「第85条第 5 項又は第 6 項」を「第85条第 6 項又は第 7 項」に改め、同欄中(38)を(39)とし、(37)の次に次のように加える。

(38) 法第85条第 5 項の規定による応急仮設建築物の許可の期間の延長に係る申請の受理

附 則

この条例は、公布の日から施行する。